

京都市告示第 105 号

地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、平成 5 年 9 月 30 日付けで認可した日ノ岡第 1 南部町内会及び平成 17 年 3 月 2 日付けで認可した向島上林町自治会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 19 年 6 月 21 日

京都市長 棚本 賴兼

変更があった事項及びその内容

1. 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
日ノ岡第 1 南部町内会	竹岡 邦彦	谷村 修
向島上林町自治会	渡辺 彰夫	寺岡 浩一

2. 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
日ノ岡第 1 南部町内会	京都市山科区日ノ岡坂脇町 24-1	京都市山科区日ノ岡朝田町 30 番地の 29
向島上林町自治会	京都市伏見区向島津田町 191-19	京都市伏見区向島津田町 191 番地の 46

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)